「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5か年対策プログラム」における道路メンテナンス事業について

今回

都道府県別の判定区分Ⅲ・Ⅳ位置図の公表（4 月 15 日-21 日）

●これまでの点検・修繕等の進捗状況を、途中経過として都道府県別にとりまとめ、情報の見える化を図る
（橋梁、トンネル、道路附属物でそれぞれ作成）

＜公表＞4月上旬から随時公表済

●メンテナンス会議として公表

●市町村別の位置図は各団体で公表し、地域の要望活動で活用

↓

5か年対策プログラムで位置図を再掲（4 月 27 日）

今後

77条調査（5月末～）

●2020年度の点検結果と修繕等の進捗状況を確定

↓

道路メンテナンス年報の公表（8月～）

●都道府県別の位置図の確定版を公表（ビューワーで閲覧可能）

●施設リストを公表

道路橋などの損傷マップの公表について

平成27年2月に公表されました「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」※1において、情報の見える化を推進する意義として、「国民に社会資本の現状や課題等について知ってもらい、そしてその維持管理・更新について、国民から支持・支援を得るために、徹底して情報の見える化を図る」と示されています。

また、令和2年12月に定められました「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」※2においても、道路橋など※3道路施設の老朽化対策について重点的かつ集中的に対策を講ずることとされています。

つきましては、道路橋などの点検により「早期に修繕等の対策を必要とする施設」の現状・対策状況について、とりまとめたので公表します。

※1 「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」（社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会）
※2 「防災・減災,国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）
※3 道路橋などとは,橋梁、トンネル、道路附属物等（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）である

社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策　概要

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会(2015年2月27日)

3つのミッション

・国や地方公共団体等は、今後、「現場のための正確な情報の把握・蓄積」「国民の理解と支援を得るための情報の見える化」「メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化」の、社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションを推進
・特に重要な情報については、施設の点検が一巡する最初の5年間に、国・都道府県・市町村等の全ての施設管理者が協力し確実に施策を実施

ミッション1：現場のための正確な情報の把握・蓄積

意義
○科学的かつ合理的なメンテナンスの実施　○施設管理者による主体的かつ積極的なメンテナンスの実施

留意事項
・職員の負担、費用の増加への対応
・市町村等の人員不足への支援

①施設台帳等の確実な整備
・施設台帳等の整備・更新を確実に実施
・施設の点検結果、健全性の評価等の情報について施設台帳等に記録（標準書式の整備）

②点検結果等の記録の徹底
・点検結果等の正確な記録の徹底
・維持管理情報の充実・蓄積

③データ入力様式の標準化
・標準様式の作成など施設分野ごとにデータ入力の省力化・標準化を推進
・点検業者等による点検結果の入力等を推進

④社会資本情報の集約化・電子化
・維持管理に関する情報を集約しデータベースを作成、二次利用可能な形式で電子化

⑤社会資本情報プラットフォームの構築
・各分野のデータベースから必要な基本情報や維持管理情報を収集・集計整理し、横並びで閲覧・検索

ミッション2：国民の理解と支援を得るための情報の見える化

国民

意義
○社会資本の現状・課題等の周知、国民の支持・支援
○健全性が著しく低い施設、対応措置等の情報提供、事故・災害リスクの低減
○施設の転用・統廃合・除却、費用負担等への理解・協力
○施設の適正利用の促進
○施設点検等への自主参加の促進
○行政の取組状況の確認、住民との信頼構築

留意事項
・テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報の選別
・情報セキュリティ対策

情報公開・理解促進

①施設の健全性等の集計情報の公表
・健全性等の現状を施設分野ごとに公表
・国・地方公共団体等別にわかりやすく公表
（点検実施率、健全性の評価別施設割合
要対策老朽施設化リスト　など）
・学術団体等による評価の取り組みへの協力

②個別施設の点検結果等の公表
・施設名、所在地、建設年度　など
・点検実施年度（最新）、健全性の評価　など

③インフラメンテナンス情報ポータルサイトの開設
・国、地方公共団体等の様々な情報を公表
（転用・統廃合・除却事例、劣化、崩落事例など）

④地域住民との協働による点検等の実施
・地域住民等との協働による点検、美化活動等
・地域住民等からの提供情報の受取体制構築

ミッション3：　メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

国・地方公共団体等

意義
■国や地方公共団体等の施設管理者
○維持管理レベルの確認（自己診断の実施）
○目標設定、達成状況確認
○職員等のスキルアップ
○危機意識を促す
■指導的役割を担う国や都道府県
○点検状況等のモニタリング市町村への助言・指導
○戦略的マネジメントの推進
○市町村支援への活用

留意事項
・記載方法等の統一化
・システム間の連携　など

メンテナンスの確実な実施

①施設情報の階層化
・国が全施設共有化すべき重要情報
・施設管理者が取得すべき情報

②進捗状況・管理指標の共有
・全国的な傾向・ベンチマーク分析

③最新の技術関連情報の共有
・技術開発の状況
・維持管理研修等の実施状況　など

④メンテナンスに関する会議の設置・活用
・施設管理者がデータ共有・進捗管理

⑤施設の設計・施工等の情報との連携
・新設時の情報との連携（CIMなど）

民間企業・大学等の研究機関

意義
○効率的なメンテナンスの実現
メンテナンス技術の高度化
○民間主導による研究技術開発促進
メンテナンス産業発展への貢献

研究・技術開発促進

⑥研究・技術開発と連携したデータの提供
・研究・技術開発に有用なデータ提供
・公開可能な情報のデータカタログを作成
・目的等の明確化、結果のフィードバック

⑦相談窓口の設置
・研究・技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置

留意事項
・データ流出への対応
・損害賠償への対応　など

・※情報の共有にあたっては「一般向け」「施設管理者向け」「研究者向け」などアクセス対象者を設定

施策の実現に向け併せて実施すべき事項

①国・都道府県等による市町村支援の実施
②取り組み状況等の見える化
③インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置
④インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設

最初の5年間で確実に実施すべき施策

・点検が一巡し、全国レベルで施設の健全性が明らかになる最初の5年間を「インフラ情報重点化5箇年」と位置づける。
①国、都道府県、市町村等の全てのインフラの管理者が協力し、特に重要な項目について、全国的に情報の集約化を図る。
②健全性の低い施設については、補修・修繕など必要な対応を図るとともに、国民に対し情報の公表を進める。
③自ら管理する施設の維持管理レベルの確認など自己診断を行い、施設の老朽化対策を確実に実施する。

見える化での公表のイメージ

国民向け

初年度から着手 → 継続的に実施 → 5年後には全体像が明らかとなる（毎年可能な範囲で実施）

○施設の状況、点検実施状況、点検結果等を段階的にとりまとめ、公表。

5年後
- とりまとめ・公表（全体像）
- 集約化
- 各管理者で点検等を実施

継続的に実施
- …

初年度
- とりまとめ・公表（段階的）
- 集約化
- 各管理者で点検等を実施

○施設の点検実施状況・点検結果を、集計してとりまとめ、公表

[点検実施率の例]

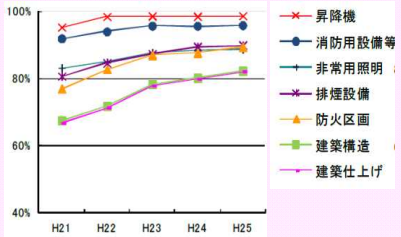

▲国家機関の建築物等の保全の現況（平成26 年3 月）

[施設毎の点検結果集計のイメージ]

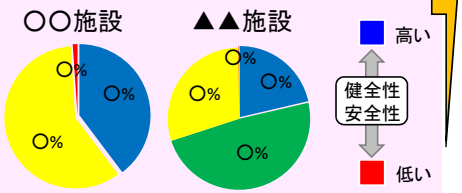

○健全性の低い施設等については地図上に表示等により公表

[健全性の低い施設の地図上表示例]

▲連邦交通省統計局HP　http://gis.rita.dot.gov/DBridges/

[欠陥橋梁数の割合を示した例]

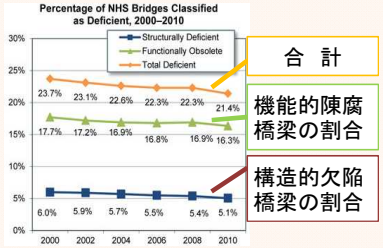

▲FHWA,HP　http://www.fhwa.dot.gov/policy/2013cpr/

○管理者別で維持管理状況を明確化し公表

[管理者別の点検実施率のイメージ]

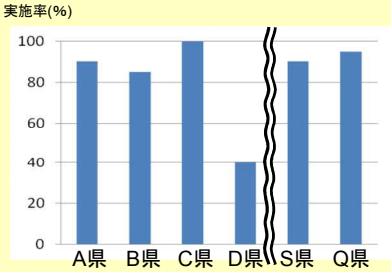

[健全性の低い施設割合の表示イメージ]

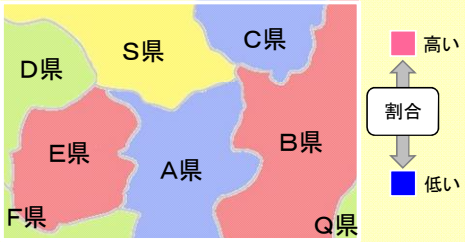

集約化を図る情報のイメージ

○施設の健全性等の分析を行うことを目的に、特に重要な項目について、施設の基本情報・健全性等の情報の集約化を図る

国・地公体等向け

共有化、見える化の取組レベル

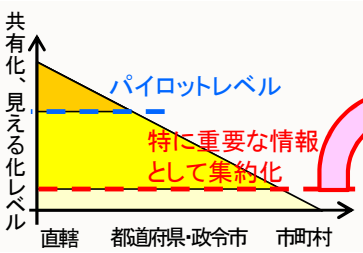

対象施設を整理

施設分野（施設特性）に応じて集約化を図る情報を整理

〔○○施設〕

基本情報				健全性等の情報			
施設名	管理者名	所在地	…	点検実施年	…	…	…
○○○○	○○県	○○県○○郡	…	H○			
…	…						

〔▲▲施設〕

基本情報				健全性等の情報			
施設名	管理者名	所在地	…	点検実施年	健全度評価	…	…
▲▲▲▲	▲▲町	▲▲県▲▲町	…	H▲	▲		
…	…						

〔・・・施設〕

東京都内の判定区分Ⅲ・Ⅳ橋梁の位置図

早期に対策を要する施設は777橋あり、これまでに440橋の修繕に着手済み

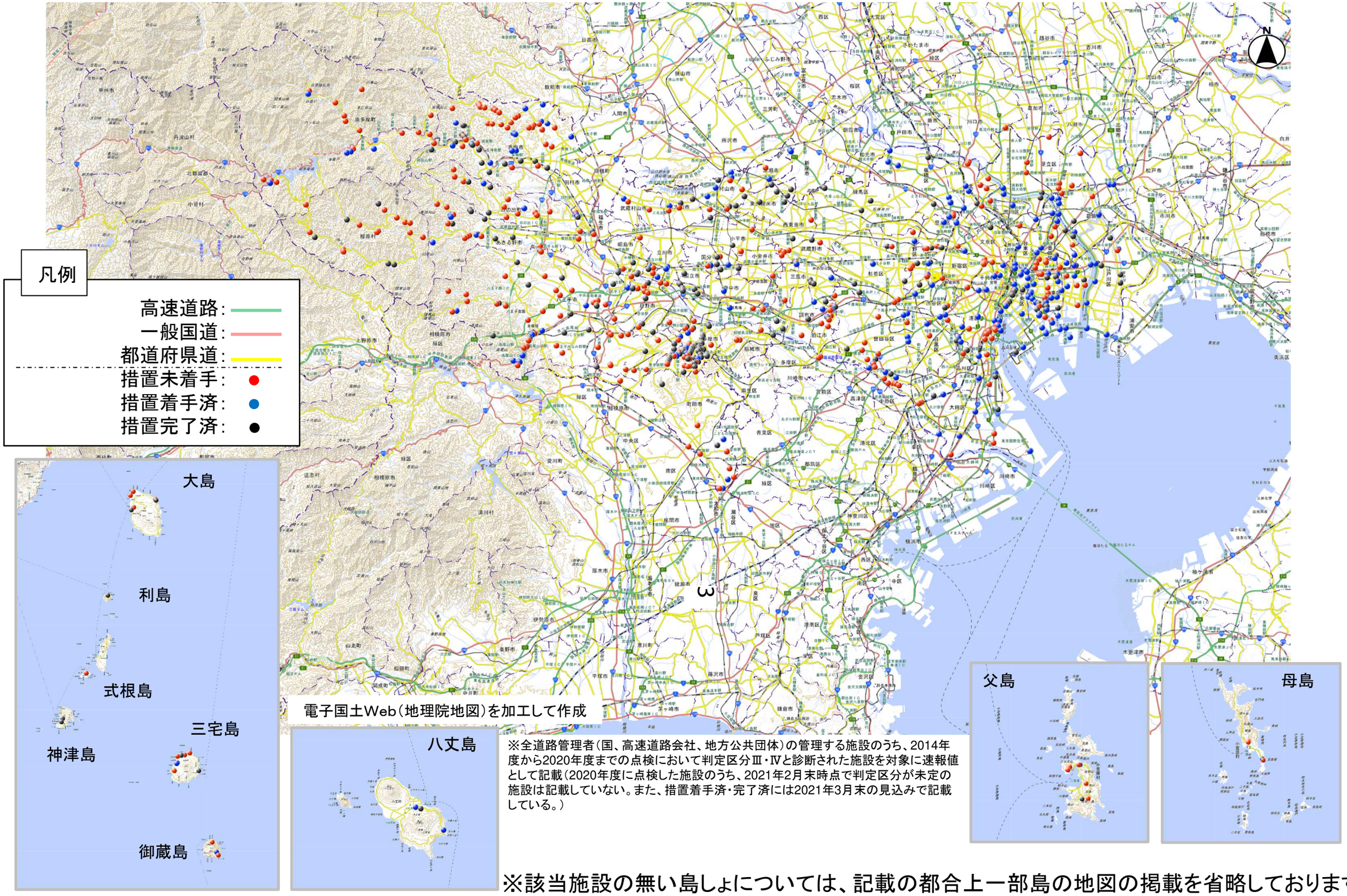

電子国土Web（地理院地図）を加工して作成

※全道路管理者（国、高速道路会社、地方公共団体）の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載（2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。）

※該当施設の無い島しょについては、記載の都合上一部島の地図の掲載を省略しております。

東京都内の判定区分Ⅲ・Ⅳトンネルの位置図

早期に対策を要する施設は49箇所あり、これまでに37箇所の修繕に着手済み

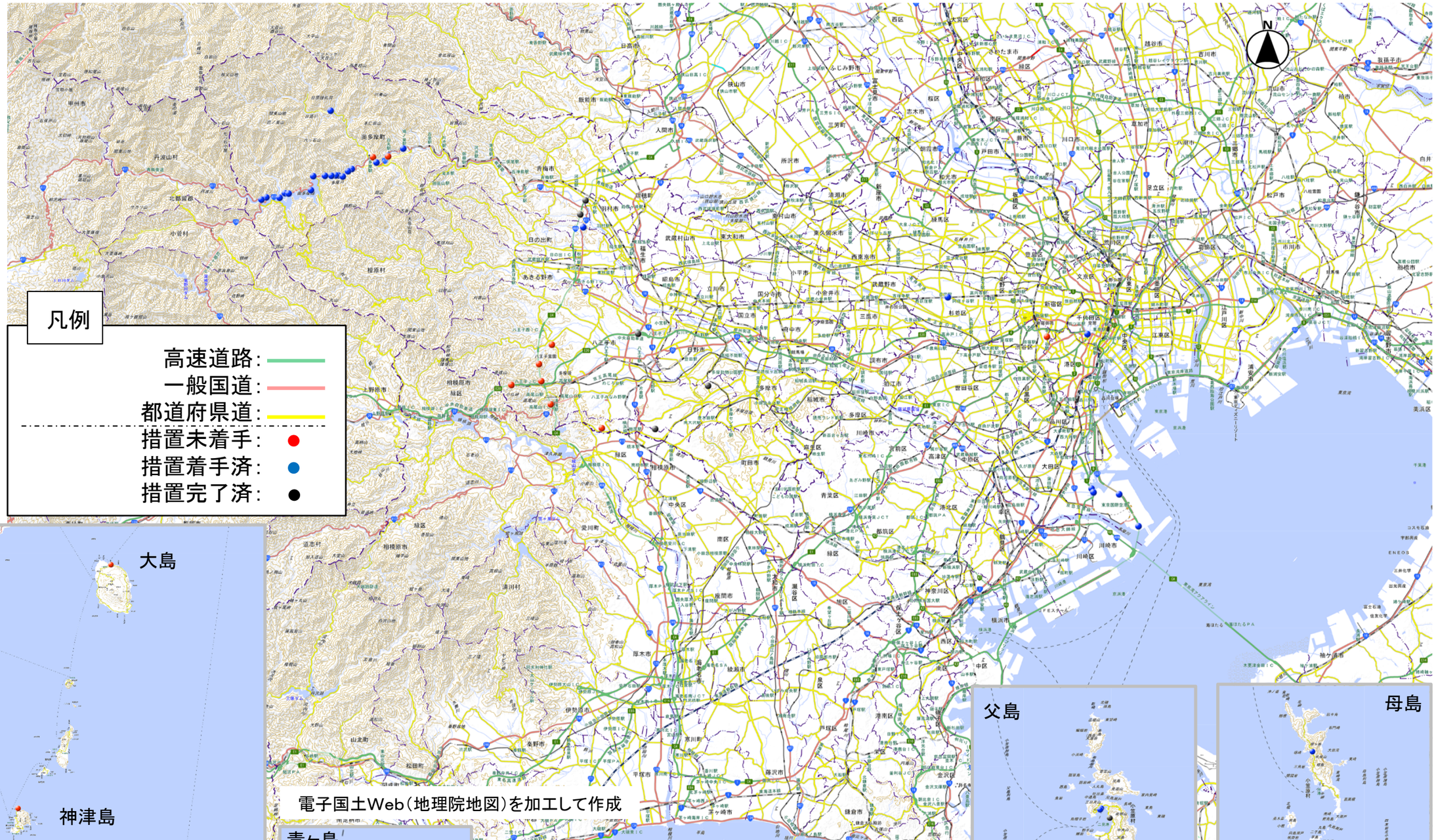

電子国土Web（地理院地図）を加工して作成

※全道路管理者（国、高速道路会社、地方公共団体）の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載（2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。）

※該当施設の無い島しょについては、記載の都合上一部島の地図の掲載を省略しております。

東京都内の判定区分Ⅲ・Ⅳ道路附属物等の位置図

早期に対策を要する施設は493箇所あり、これまでに247箇所の修繕に着手済み

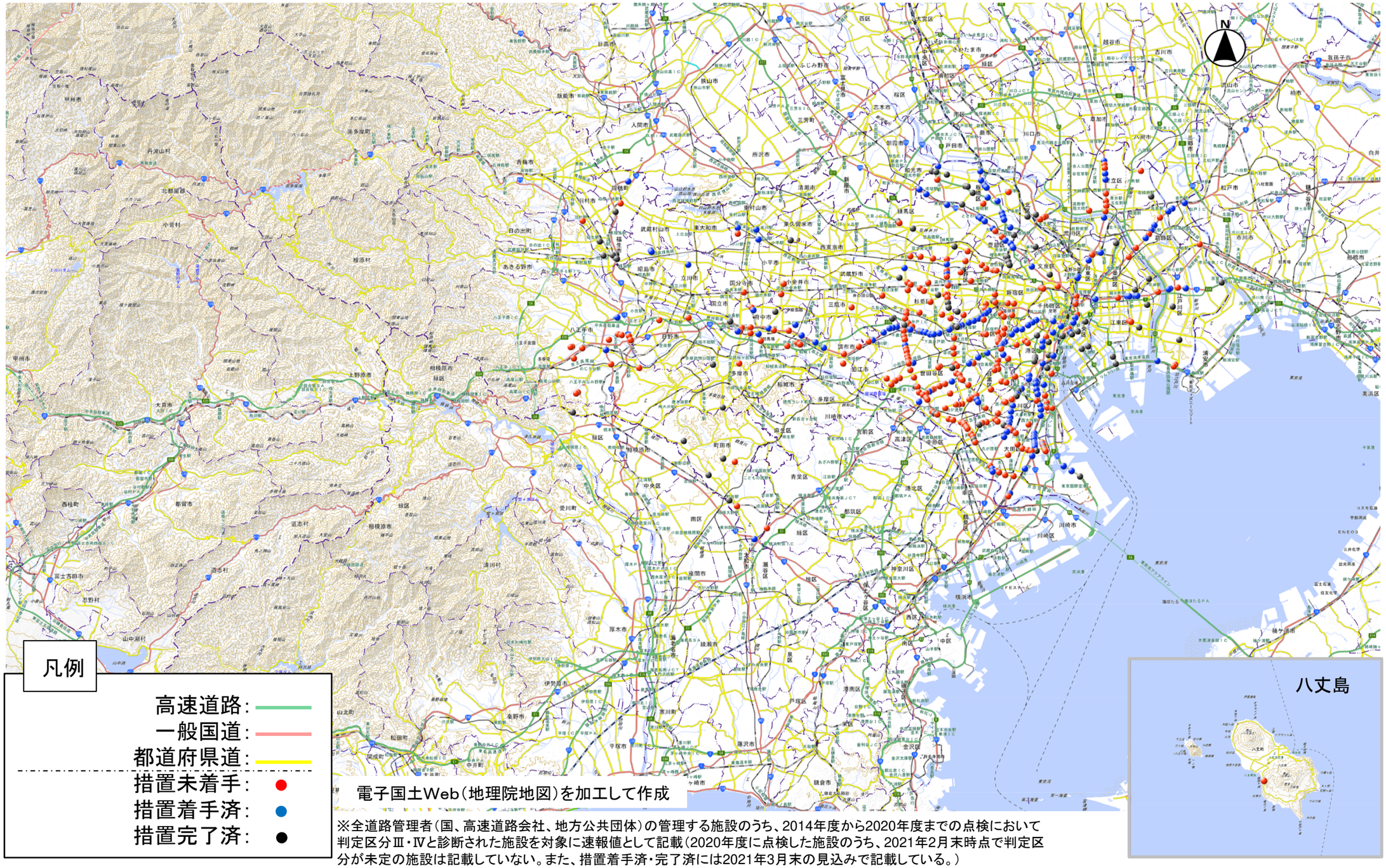

※全道路管理者（国、高速道路会社、地方公共団体）の管理する施設のうち、2014年度から2020年度までの点検において判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設を対象に速報値として記載（2020年度に点検した施設のうち、2021年2月末時点で判定区分が未定の施設は記載していない。また、措置着手済・完了済には2021年3月末の見込みで記載している。）

※該当施設の無い島しょについては、記載の都合上一部島の地図の掲載を省略しております。

（参考）橋梁の判定区分

道路橋毎の健全性の診断【判定区分】

区分		定義
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが，予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり，早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている，又は生じる可能性が著しく高く，緊急に措置を講ずべき状態。

出典：橋梁定期点検要領（国土交通省道路局）

橋梁の判定区分の割合（全道路管理者）令和2年3月末現在

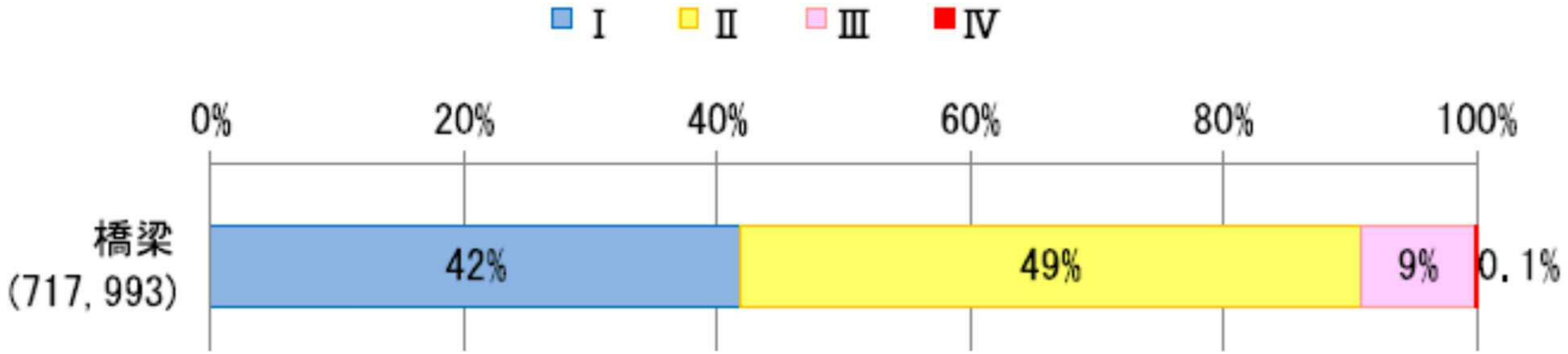

※（ ）内は、2020 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2019 年度に点検を実施した施設数の合計。
※点検を実施した施設のうち、2020 年 3 月末時点で診断中の施設を除く。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

出典：道路メンテナンス年報